

# 令和2年第6回（7月）佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

令和2年7月14日（火曜日）

## 議事日程（第1号）

令和2年7月14日（火）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第103号から議案第105号まで
- 第 4 （総務文教常任委員会付託案件）  
議案第103号から議案第105号まで
- 第 5 合併特例債に関する特別委員会の報告

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 追加日程第1 緊急質問
- 日程第3 議案第103号から議案第105号まで
- 日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）  
議案第103号から議案第105号まで
- 日程第5 合併特例債に関する特別委員会の報告

## 出席議員（21名）

|     |             |     |           |
|-----|-------------|-----|-----------|
| 1番  | 平 田 和 太 龍 君 | 2番  | 山 本 健 二 君 |
| 3番  | 林 純 一 君     | 4番  | 佐 藤 定 君   |
| 5番  | 中 川 健 二 君   | 6番  | 後 藤 勇 典 君 |
| 7番  | 北 啓 君       | 8番  | 室 岡 啓 史 君 |
| 9番  | 広 瀬 大 海 君   | 10番 | 上 杉 育 子 君 |
| 11番 | 稲 辺 茂 樹 君   | 12番 | 山 田 伸 之 君 |
| 13番 | 荒 井 眞 理 君   | 14番 | 駒 形 信 雄 君 |
| 15番 | 山 本 卓 君     | 16番 | 金 田 淳 一 君 |
| 17番 | 中 村 良 夫 君   | 18番 | 中 川 直 美 君 |
| 19番 | 近 藤 和 義 君   | 20番 | 坂 下 善 英 君 |
| 21番 | 佐 藤 孝 君     |     |           |

## 欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

|                   |           |        |             |
|-------------------|-----------|--------|-------------|
| 市長                | 渡 辺 竜 五 君 | 副市長    | 伊 貝 秀 一 君   |
| 教育長               | 渡 邊 尚 人 君 | 総合政策監  | 日 坂 仁 君     |
| 総務課長<br>(兼選管事務局長) | 中 川 宏 君   | 防災管財長  | 磯 部 伸 浩 君   |
| 企画課長              | 猪 股 雄 司 君 | 財政課長   | 平 山 栄 祐 君   |
| 市民生活課長            | 斉 藤 昌 彦 君 | 社会福祉課長 | 市 橋 法 子 君   |
| 子ども若者課長           | 大 屋 広 幸 君 | 地域振興課長 | 岩 崎 洋 昭 君   |
| 交通政策課長            | 十 二 毅 志 君 | 観光振興課長 | 祝 雅 之 君     |
| 教育総務課長            | 坂 田 和 三 君 | 学校教員課長 | 濱 田 晴 明 君   |
| 社会教育課長            | 市 橋 秀 紀 君 | 消防長    | 羽 二 生 正 博 君 |

事務局職員出席者

|        |             |       |           |
|--------|-------------|-------|-----------|
| 事務局長   | 山 本 雅 明 君   | 事務局次長 | 本 間 智 子 君 |
| 議事調査係長 | 梅 本 五 輪 生 君 | 議事調査係 | 岩 崎 一 秀 君 |

午前10時00分 開会・開議

- 議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第6回（7月）佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
- 

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今臨時会の会議録署名議員は、9番、広瀬大海君及び11番、稲辺茂樹君を指名いたします。
- 

日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

- 議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る7月10日及び本日議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議しましたので、報告します。

会期につきましては、本日1日とします。

会期日程につきましては、配付した会期日程表等を御覧ください。お手元に配付したとおり、本臨時会に先立ち金田淳一議員及び中川直美議員から緊急質問の通告がありました。通告された内容について、議会運営委員会としては、その緊急性を認めることといたしました。ただし、緊急質問は、会議規則第63条の規定により、議会の同意を得た上で実施するものとされています。したがって、先に会期の決定を行い、その後議長において緊急質問の実施の是非を皆さんにお諮りし、その上で実施する運びになります。なお、緊急質問は、議会申合せにより質問時間は45分、質問回数は3回と規定されておりますので、念のため申し上げます。

緊急質問の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、常任委員会の審査となります。常任委員会の審査が終了次第、合併特例債に関する特別委員会の報告書を配付します。特別委員長質疑の受付の後、特別委員長質疑があれば合併特例債に関する特別委員会を開催します。その後、常任委員会報告書を配付し、常任委員長質疑等の受付後、議会運営委員会を開催し、常任委員長質疑があれば常任委員会を開催の後、本会議を再開します。なお、再開時間は、進捗状況を見て決定し、事務局より周知をさせます。本会議再開後は、常任委員長の報告、採決等を行い、その後合併特例債に関する特別委員長の報告を行います。

以上であります。

- 議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

先に会期についてお諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本

日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### 日程の追加

○議長（佐藤 孝君） 次に、緊急質問の件についてお諮りいたします。

お手元に配付したとおり、あかね売却と佐渡汽船、佐渡航路の件について、金田淳一君及び中川直美君から緊急質問の通告があります。金田淳一君及び中川直美君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、金田淳一君及び中川直美君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことに決しました。

---

#### 追加日程第1 緊急質問

○議長（佐藤 孝君） 追加日程第1、緊急質問を行います。

最初に、金田淳一君の発言を許します。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

○16番（金田淳一君） おはようございます。緊急質問を行わせていただきます。

まず最初に、九州地方を中心とする豪雨災害によりお亡くなりになられた方及び被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、小木一直江津航路あかね売却と佐渡汽船経営について質問させていただきます。この7月7日に開催された佐渡航路確保維持改善協議会において、低迷を続ける小木一直江津航路の収支改善を目指し、高速カーフェリーあかねを売却し、来年4月からジェットフォイルでの運航に改める旨の方向性が佐渡汽船から示されました。平成27年の北陸新幹線開業による佐渡への集客を狙い、当時カーフェリー1隻体制による1.5往復という不便さの解消とスピードアップ及び目新しさを狙った取組として、高速カーフェリーを新造するという大きな期待が寄せられていました。行政サイドとしても佐渡市、上越市が建造費の一部を負担、新潟県も運航費への赤字負担という形には変わりましたが、12億円を支出するということになっていただけであります。

まず最初に、高速カーフェリー導入の検証について伺います。当時佐渡市に建造費負担を求められたことにより、佐渡市議会は特別委員会を設置し、調査を行いました。佐渡汽船経営陣にも参考人として出席を求め、船舶の種類と性能、運航経費や問題点について調査を精力的に進めたと記憶をしております。当時の佐渡汽船による説明はどのような内容であったのか伺います。

高速カーフェリー導入に向けては、地元小木地区の方々もオーストラリアへの現地視察を実施されるな

ど積極的な活動を推進されていました。当時はオースタル社製で胴体が3本のトリマラン型を導入することで話が進んでいたわけであり、議会としてもそのことについて理解を示したと記憶をしています。しかし、どのような理由で話が変わったのかはいまだに明らかではありませんが、胴体が2本の双胴船と言われるインキャット製のカタマラン型の船舶が導入されることに決定をされました。この事態は、当時大きな驚きと数々の疑念が持たれ、いろいろなうわさ等があり、佐渡汽船側はどのようにこの事態を説明したのか、現在混乱をもたらした核心の部分だと思います。佐渡市としての見解も併せて説明をお願いいたします。

高速フェリー導入により収支改善が可能と佐渡汽船は判断していたわけですが、当時の利用者目標、収支について、現状との違い及び主な経費支出について何が大きく見間違っていたのかも説明を求めます。

また、乗り心地の悪さは瞬く間に世間に拡散してしまいましたが、この揺れについての調査はなぜできていなかったのか、大変重要な部分となりますが、説明をお願いいたします。

結果としてカタマラン型を選んだのは、責任は佐渡汽船にあると社長は明言をしています。このことにより会社は経営難に陥ることとなり、社員は大変不安な毎日を送っていることと思います。佐渡市民も含めた利用者にも大きな迷惑をかけてしまっています。経営陣は、この責任を何らかの形で補う必要があると思いますが、市長はどう考えていますか。答弁を求めます。

次に、あかね売却とジェットfoil導入について伺います。あかねは、約58億円で建造されました。導入から5年しか経過していません。高値での売却がされれば損害は少なく収まりますが、評判のよくない船なので、見通しは厳しいと思います。売却先と売却希望額について、佐渡汽船はどのように説明しているのか伺います。また、建造費を支援した我々佐渡市と上越市への返還を言及していますが、どのような形で行われるのか。JR TTへの返済含め、この事業の精算に必要な資金は幾らとなるのか説明を求めます。

ジェットfoilへの転換により経費が4億円圧縮されるとの説明があります。ジェットfoil運航経費については、過去の実績から予測はできますが、想定している乗客数を確保できなければ目標に届くことにはなりません。どのような想定をしているのでしょうか。説明を求めます。

車を乗せ、貨物を運搬できる利便性の高さがカーフェリーのメリットであるわけですが、なくなることへの影響はどうか。乗客のみとなってしまいうジェットfoil運航で南佐渡地域の活気がさらに失われることにつながるのではないかと心配になりますが、市長はどのように対応されるか考えをお示ください。

7月10日の地元紙報道は、佐渡汽船が債務超過に陥るほどの経営状態としています。平成18年にも債務超過となり、県や佐渡市、主要株主らが増資に協力。佐渡汽船本体業務の分社化、小木一直江津航路の2隻体制から1隻体制への転換などにより債務超過の危機から脱出しました。報道では、金融機関に37億円の融資を求めているとのことですが、その見通しについてどのような説明を受けているのかと再び自治体などへの増資が求められることになるのか、最大株主である新潟県との協議は始まっているのかについて説明を求めます。

また、経営改善に向けて利用者の負担増も検討していると仄聞しますが、その内容について説明を求めます。

最後に、過去に同じ境遇にある離島航路事業者が債務超過となったときに、どのようにしてその事態をしのいできたのか説明を求めて演壇からの質問とします。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君の緊急質問に対する答弁を許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、金田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、あかね導入時の状況でございますが、当時佐渡汽船からは、小木一直江津航路に中型高速カーフェリーを建造して就航させる1隻2往復体制案が提示され、船舶の種類としては当初三胴船、トリマランを想定しておるところでございます。しかしながら、メンテナンス体制が国内に確立されていないこと、平成27年3月の北陸新幹線開業までに引受けできないことが判明したため、それらの条件を満たしている双胴船、カタマランに決定することになったと聞いております。市も当時、佐渡汽船から就航等に対して揺れ等についても問題がないという説明を受け、判断したものと理解しておるところでございます。

高速カーフェリーは、就航前年度の13万人の輸送実績に対し、当初20万人を目標とし、就航初年度は約18万人の実績を上げておりました。しかし、その後年々減少傾向が続き、昨年度は約12万人まで落ち込んでおります。また、航路収支目標については、当初3億4,700万円ほどの赤字を見込んでいたところ、初年度は約4億9,600万円の赤字、その後赤字額は増え続け、昨年度は約9億4,000万円の赤字となっているところでございます。また、主な運航経費としては、燃料消費量が当初の想定より多かったということが1点でございます。また、船舶修繕費についても搭載エンジンが4基であることから、見込みを超える経費がかかっているという状況で、想定外の経費というふう聞いておるところでございます。

また、利用者離れの原因の一つとされる船の揺れにつきましては、先ほど申しましたように、当時佐渡汽船からは5メートルの波高でも運航できると説明を受けていたものでございます。

佐渡汽船の責任問題につきましては、高速カーフェリーあかねの小木一直江津航路への導入は、航路収支の改善を図るために佐渡汽船が経営判断を行い導入しておりますので、今後この事業の十分な検証を踏まえた上で判断すべきものと考えているところでございます。

次に、高速カーフェリーあかねの売却に関しては、売却自体が今後の検討課題でもあるというふうにご考えております。現時点で具体的な売船時期及び売船価格など確定しているものではないとも聞いております。各支援先への返済額につきましても、高速カーフェリーあかねの売却等が決まっていない中で現在算定はできていないところでございます。

また、高速カーフェリーあかねからジェットfoilに船舶が転換することで約4億円の収支改善が見込まれております。これは、昨年輸送実績から自動車航送利用客を除いた年間5万1,000人の輸送人員を見込み、船舶はリース契約した場合を前提に試算していると聞いておるところでございます。

また、車両航送がなくなる場合の影響でございますが、駐車場、レンタカー、タクシー、2次交通なども含めて新たな環境整備が必要になるとは考えておるところでございますが、現時点では船舶の変更等も確定しないということでございますので、まだ具体的な検討には入っていないという状況でございます。

次に、佐渡汽船の債務超過解消に向けた取組ですが、7月7日に開催された佐渡航路確保維持改善協議会において、佐渡汽船は経営改善7項目の方針を提示し、県を含め関係者との協議を始めております。今

後も厳しい経営状況が続くと、増資などの支援が再び求められる可能性は否定できないところではございます。

また、経営改善項目の中で利用者の負担が増えるのは、荷物運賃の改定及び燃料油価格変動調整金、バンカーサーチャージでございます。この改定の計画が上がっているところでございます。

最後に、平成30年10月に長崎県の五島列島と長崎市や佐世保市を結ぶ旅客船を運航する五島産業汽船が経営破綻をした例がございます。新たに事業を引き継いだ会社に対し、新上五島町が保有する船舶を無償貸与し、引き続き公設民営の形で航路を維持しているという事例があるというのが直近の破綻した事例でございます。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

金田淳一君。

○16番（金田淳一君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

花角知事も上越市の村山市長もあかね導入についての検証をしっかりしないとこの後に進めない旨の発言をしていると新聞報道で伺いました。当時のあかねを導入するときに、先ほど演壇から申し上げましたが、オースタルという会社とインキャットという会社が受注合戦を行っていたようです。そこで、小木の皆さんもオースタルのトリマランを実地で試乗もされて、これがいいのだという話を佐渡汽船にされたのかと思いますが、佐渡汽船もその方向で進んでいた。ところが、先ほど理由としてはドックの関係ですとかメンテナンスの関係、あるいは納期の関係で突然直前になって変更になった。でも、それは事前の調査でかなりできることだろうと私どもは思っております。一番あかねが困ったところは、揺れてしまってお客さんの気分が悪くなってしまう。ですから、利用客が伸びない。ですから、収益が上がらない。どんどんマイナスの方向に向かってしまっていて今に至っている。その揺れをどうして確認できなかったということが私たちはとても不満なのですが、船舶への正しい評価が本当にその時点で、当時の経営陣はそのメンテナンスと納期だけで、一番大事なところを怠ってしまったという責任が私については回るのだろうというふうに思っていますし、そのことが今回いろいろな佐渡市民に影響を与え、まさしく会社が経営難に陥っている本当のところだろう、根っこの部分だというふうに私は思います。そこを多分知事も上越市の市長もどういうふうな形で収めるかということが大事になるとと思いますが、市長の考えについてお答えをいただきたいというふうに思います。

トリマランという船は、三胴船という船なのですが、まさに今年博多港から対馬、それからプサンに向ける航路に就航する予定になっていると伺っていますが、新型コロナウイルスのために就航がまだ未定となっています。その船が当初佐渡汽船側が求めたような安定した船なのかどうか私は分かりませんが、もしその船がそういう私たちの希望に合うような船だったとすると、この判断ミスは非常にもったいない、残念な結果だったなというふうに思うわけなのですが、そのことについて説明をお願いします。

それから、航路に関して佐渡航路確保維持改善協議会が行われていますが、これは赤泊一寺泊航路のときにも行われた会議なので、私はよく理解しておりますが、残念ながらやはり今回も同じようなスキームで行われています。県と佐渡汽船が事前にかんがりの調整をして会議に持って出て、その結果を踏まえて委員から意見を伺う。ですから、ある程度もう方向性が固まっている会議。私出席した委員に話伺うことが

ありましたけれども、上越市側は最初の会議では「こんなのでは全然話が通らないよ」という意見も出たそうですが、やはりもっとオープンに各市民からも意見を聞いてもらえるような会議でないと、もうこの会議で決まったから、では次こうなりますよという既定路線の中にある会議だと私は思っています。今度7月から着任された総合政策監が副会長ということで、会長は県の交通政策局の局長です。ですから、その中でやはり総合政策監はきちっと佐渡の意向を踏まえて、その会をきちんと市民の意向に合った形に収めていただきたいと思うのですが、そのことについて総合政策監の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、ジェットフォイルの導入のことについてですが、ジェットフォイルは料金が高いです。現在の料金だとあかねは2等で3,970円、両津航路はジェットフォイルで6,640円で2,670円分、両津航路と同じで高くなってしまいます。小木一直江津航路は距離が長いので、多分これより高くなるのだろう、高くしなくてはならないのだろうなと思いますが、そうするとやはり先ほどの算定の根拠だと、今まで乗っていた方で車に乗っていない方が5万人ぐらいになるだろうという説明でしたが、本当に5万人乗ってくれるのか、料金が高いからなとって敬遠されるのかも分からないという不安要素もあります。修学旅行等もこれから期待するというふうな話も伺っていますが、まさしくあかね導入のときには前年度44校修学旅行だったのが就航の年は59校が来てくれました。そういうふうな形になってほしいわけですが、でも料金のところがやっぱりネックになってきます。そのあたりをどういうふうにお考えになるのかお聞かせいただきたいと思ひますし、これで本当にジェットフォイルで国道の役割を果たすのかなというふうな気がしています。国道というのはやっぱり荷物も運ぶ機能が必要だというふうに私は思っていますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

最後に、債務超過ということになりそうだという報道ですが、佐渡汽船は上場している民間企業です。株主の会社というふうに思いますが、私たち市民としては、やはり市民の意見も聞いていただける会社になってほしいというのが多くの皆さんの考え方だと思っています。ですから、私の考えとしては、今回多分県も頑張ってもらわなければならないし、佐渡市も応分の何らかの負担はしなくてはならない形に当然なっていくしかないのだろうと思いますが、その引換えに私たちは何を得られるのかというところ。それはやっぱり市長、あるいは総合政策監考えていただきたいのですが、やはり市民の意向が反映される経営形態というのは何がいいのかということはいろいろなご意見がありますが、そのことに向けて対応していただきたいと思ひ思うので、市長の考えを伺いたいと思ひます。

今までの利用者が減っているということ、減少トレンドが変わらないということ根拠として両泊航路も廃止されました。今回小木一直江津航路の高速カーフェリー、要するに貨物が、車が輸送されなくなってしまう。どんどん、どんどんマイナスになっています。2つの航路を安定して運航するというのは難しい仕事かもしれませんが、ほかの離島航路に比べて佐渡航路はまだまだ利用客が多いと思ひています。でも、なぜそんな中で佐渡汽船だとうまくいかないのか。そのところがよく私たちには分かりません。今回の債務超過になりそうだという事態を受けて、私たちは真剣にそのことを考えていかなければならない、会社の在り方を考えていかなければならないと思ひ思うのですが、そのことに対する市長の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） お答えさせていただきます。

まず、判断ミス等、カタマランの考え方等でございます。これにつきましては、私どもも佐渡汽船とお話をしながら、やっぱり揺れる、当時は5メートルまで運航できるというお話を議会等にも指摘をいただいておりますので、5メートルまで運航できるということは、比較的安定した状態で5メートル、もちろん船ですから、かなり揺れるとは思いますが、状態であるというふうに皆さんが認識していたものというふうに考えております。また、もう一つ大きな原因として、維持経費、修繕費を含めて大きく想定を超えているというところに鑑みましては、基本的にはカタマランは私、何年前ですかね、韓国でちょうどあのサイズのカタマランに乗ったことがございます。あかねが入る前でございます。乗ったこともございますが、やはりそういう中で十分検証ができたはずだというふうには考えておりますが、私自身もその検証が佐渡汽船の中では、このような結果を踏まえた中では、やはり不足していたのではないかなというふうに判断はしております。

佐渡航路確保維持改善協議会につきましては。協議会をオープンにしてほしいということで、いろいろ議員全員協議会の時点からご意見をいただき、中で議論をしております。その中でやはり一部上場企業であるということが一つ大きな要素でございます。経営の中身等どうしても出せないものもあるというのも現状でございますので、やはりそういうものも加味しながら、出せる状況は出していくような形を県と上越市含めて4者で協議をしていかなければならないということを今話し合っております。

ジェットfoil価格の高騰でございます。ジェットfoilの値段が高くなるというご指摘で、ジェットfoil当然価格、新潟一両津航路でも非常に高くございますので、高くなるというふうには考えております。一方で、あかねの場合に、先ほど議員もおっしゃいましたが、修学旅行含めてなかなかあれに乗ることができないというお客様もいっぱいいる中、やはりジェットfoilであれば比較的安定して乗ることもできるということで、減るお客様と新しいお客様というのはやっぱり出てくるというふうに思っております。その中でどのように弾力的な料金体制を取っていくのかということは、やはり佐渡汽船のほうで、もしこれが決まったらということでございますが、適切に対応を考えていくべきものというふうに考えておりますので、これにつきましてはこういうことが方向として決まりましたら、佐渡市としてもしっかり佐渡汽船に働きかけていくべきというふうに考えております。

国道の問題でございますが、これは所管事務、今ご指摘のとおり荷物を運べない場合に国道という観点の部分でどのような判断をされるのかということがございますので、これは所管事務を持つ新潟県としてこの後、この状況を踏まえながら議論してまいりたいというふうに考えているところでございます。

もう一つ、先ほどの佐渡航路確保維持改善協議会とも併せてになると思いますが、市民の皆様からご意見をいただき、市民のための船会社にするというのは、ずっとこういう話が今までもあったわけでございます。これを契機にしっかりと市民の意見が反映するような仕組みづくり、また協議会にどのように意見を持って上げられるのかということも含めまして、これにつきましてもこの後議論を重ねていくべき案件だと思っております。現段階、平成23年からこの協議会で進めているという状況もございますので、この後市民の意見をどう反映させていくのかという議論もまたしっかりと取り組んでまいりたいというふう

に考えております。

2つの航路の維持につきましては、これについては佐渡の観光も含めて市民の公共の交通機関としての在り方も含めた場合に、必ずこの2つは維持していくということは今もこの方針として取り組んでおるところでございます。ただ、この経営の問題が非常に今大きな課題になっているところでございますので、先ほどから議員のほうからもお話があったように経営の責任の問題と経営の問題、ここはしっかりと議論をしながら、まず島民が公共交通機関の佐渡汽船という部分で移動に困らない体制をしっかりと守りつつ、責任の問題も含めて考えていくべきものと考えております。そういう部分では、その中で会社の小木一直江津航路、また新潟一両津航路、どういう形で運営していくのかという中で、その中で議論が深まるものというふうに考えているところでございます。

あと、総合政策監のお考えについては総合政策監のほうからご説明いたします。

○議長（佐藤 孝君） 日坂総合政策監。

○総合政策監（日坂 仁君） ただいまのご質問に対する回答を総合政策監の日坂より申し上げたいと思います。

今般の7月7日に出了た売却方針とともに、今回この経営課題も含めまして、今後しっかりと国、県、市とも連携して検証といったものが必要と認識してございます。今般私のほうがこの佐渡航路確保維持改善協議会の副会長を拝命いたしました。今渡辺市長のほうからも答弁ございましたとおり、この佐渡と離島航路、生活とも非常に密着するものでございますので、佐渡市の意向もしっかり反映されるよう、その佐渡航路確保維持改善協議会の在り方、透明性の確保の観点からも実施状況については公表できるところはしっかりと公表できるように、今新潟県に働きかけですとか意見出しといったことをしているところでございます。そのような対応、様々な方面にも波及する問題でありますから、今後の在り方についてもしっかりと議論していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 最後3回目です。ダイヤのことです。小木一直江津航路は、平成18年の債務超過の後、その前はカーフェリー2隻体制だったわけですが、1隻体制になったとき、その当時1隻体制のときは1.5往復の1日ごとにダイヤが変わる。あるいは、あかねになってからは直江津発のダイヤ編成ということで、佐渡市民は使いたくても使えない航路になってしまいました。確かに利用客が少なく、佐渡汽船に言わせると、とても採算ベースに合う乗り込み客ではないというふうな説明をすぐされますが、私たち島民とするとやはり小木一直江津航路も使いたいことがあります。そこを何とかしないとこの航路の活性化、やはり島民が使わない航路というのは本来の形ではないというふうに私は思っています。そこにもし航路事業者に負担があるようであれば、そこに公的な支援を入れるのがまさしく特定有人国境離島の精神だろうと思いますし、そのことをやはり県や国へ訴えていって、この航路を島民も利用しやすく、観光客にも使っていただける航路とするべきだと私は思っております。そのことをぜひ頑張ってください。最後そのことについて市長の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） お答えいたします。

ダイヤの問題は、市民の皆様からもいろいろご希望をいただいているところでございます。佐渡汽船にも何度もお話をしている状況でございますが、現あかねの体制ではやはり直江津で点検等、また従業員を直江津のほうで乗換えといいますか、従業員の対応も含めて、また観光のお客様が朝一便が9時、10時という時間が非常に利用しやすいと。もう一方がこの小木一直江津航路、生活航路でもございますが、やはり観光の需要等も割合としては大きいという観点から、今のダイヤが組まれているという状況でございます。そういう中でございますが、ただ一方、以前ちょっと調査をいたしました、朝の7時台ですか、早い時間に出ている便もあるのですが、やはりそこも調査しますと島民の利用が比較的少ないという現状であるというところで小木一直江津航路、大きな赤字の中、自由な航路ダイヤの設定ができないというのが現在の状況でございます。これがジェットfoilになるのかどうか、ちょっとそれは別ですが、もしそういう形になればかなり早くなりますので、今小木一直江津、上越地方との連携も含めながら、島民の利用しやすい航路にしていくということは、私どもとしても当然強く訴えていきたいというふうに考えておりますので、議会のご意見としてしっかりと佐渡汽船のほうに話をして、もしそういうことが決まればという条件でございますが、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 以上で金田淳一君の緊急質問は終わりました。

次に、中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） それでは、通告に基づいて緊急質問を行います。

7月7日に急浮上した高速カーフェリーあかね売却などの佐渡航路問題について緊急質問をいたしたいと思っております。連日地元紙などでも報道されていることもあり、大変市民の関心の高い問題となっております。これはなぜかという、結局こういったもののツケは島民に返ってくる。例えば船の建造も含めて運賃の値上げ、あるいはこれが市民の負担になる。また、航路の在り方そのものは、佐渡の振興にとって大きいからというものであると思っております。そこで、お尋ねをいたしますが、この間の経緯を若干述べておきたいと思っております。先ほどの議員の中にもありましたが、事実上7月7日の佐渡汽船の取締役会で小木一直江津航路の高速カーフェリーあかねの売却とジェットfoil就航への運航方針を会社の取締役会で決定をし、同じ日の佐渡航路確保維持改善協議会で説明。11日の地元紙では、先ほどもありましたが、新型コロナウイルスの影響も含み、佐渡汽船債務超過の見通しと報道されている。これがこの数日間の事実の経過であります。今年度は両津航路のジェットfoilの更新が不可欠で、今年度中に発注しなければならない。報道によりますと、昨年から造っていた東海汽船のジェットfoil結は昨日就航だそうです。51億円です、あれは。このジェットfoilの建造費約35億円、船価は34億円ですが、35億円に対して新潟県から県と同等の10%の支援を佐渡市に要請されており、この問題は前の市政時代の課題でありましたが、決着がつかず現在に至っているのであります。このジェットfoilの建造問題だけでも大問題であった中に今回の小木一直江津航路の問題ということでもあります。7日に急浮上したあかね売却等の小木一直江津航路について、これも報道によれば佐渡汽船は佐渡市と上越市の高速カーフェリーあかねの支援金の返還の意向。

佐渡汽船の筆頭株主、大株主である新潟県は県知事ですが、あかねに支援をした上越市も含め、佐渡市、新潟県に対して事業者である佐渡汽船が投資判断の検証と説明が必要としています。そして、上越市は、これ市長のコメントですが、「県と佐渡汽船、上越市、佐渡両市の4者による検証の場が必要」としている。これがそれぞれの関係する組織の新聞報道から見えるものです。県や上越市はこのような判断なのだが、では一体一番の当事者である佐渡市がどういうふうなスタンスで臨むのか。このことなしには前に進めないと思うのですが、このことを明確にお尋ねをいたしたいというものであります。

そこで聞きます、具体的に。1番目、今のことですが、小木一直江津航路に鳴り物入りで導入した高速カーフェリーあかねを5年間で売却、ジェットフォイルをリースなどで運航させる問題と併せて、先ほど言いましたが、両津航路のジェットフォイルの行政負担の問題ありますが、県主導とも思える佐渡航路確保維持改善協議会でこれらのことが、2つのことが協議されたと報道されています。佐渡島民の生命線である航路の在り方全てが、先ほどもありましたが、島民の意見の反映もなく、この佐渡航路確保維持改善協議会で決められることは私は大問題だと思うのです。佐渡市としてこのような県のやり方や協議会の今回の事態をどのように具体的に対応するつもりか。この後段述べますが、新潟県はこの改善協議会の中で、「小木一直江津航路の問題については7月末をめどに方針を決めたい」と、このように報道されていますから、急ぐ問題であります。

2つ目、先ほどもありましたが、佐渡航路確保維持改善協議会、これをしっかり情報開示する必要があるのではないか。先ほど市長の答弁にもありましたが、佐渡汽船は上場会社ということもありますが、小木一直江津航路問題では高速カーフェリーあかねを売却し、来年の4月からジェットフォイルを就航すること、これを先ほど言いましたが、7月中に方向性の結論を出すと協議会で新潟県が言及をしております。これは、準備万端で、事情上水面下で練られてきたのが突然出てきたというような形にしか見えません。これらは、佐渡島民にとってあまりにも唐突でありますし、結論ありきではないか。同じ結果と結論になるにしても、議論、検討は不可欠であります。佐渡航路の重要なことが進められている佐渡航路確保維持改善協議会は、現在、先ほどもありましたが、非公開であります。オープンに議論されるべきと思いますが、どのように考えるか。

3点目、高速カーフェリーあかねの導入と放置をしてきた責任について聞きたいと思います。小木一直江津航路への高速カーフェリーあかねの導入は、もともとは、当時ですよ、いろいろあったのですが、中古ジェットフォイル2隻体制の選択肢があった中で、1つは収支改善の効果につながる、2つ目が将来航路維持につながると選択をし、説明をされてまいりました。ところが、5年たった現在、これが全然逆だったということが明らかになったわけですが、先ほどもありましたが、約10億円近くの赤字と報道されるまでになっているというのが現在の状況です。平成27年頃からの寺泊一赤泊航路廃止騒動のときにも、業者の抱える5つの課題の中で、寺泊一赤泊航路の赤字よりも小木一直江津航路の赤字のほうが大きいでしょうというのが最大の議論になっていたにもかかわらず、これを放置してきたからこういった結果に私はなったと思うのですが、この責任大きいと思います。その辺はどう思っていますか。

また、高速カーフェリーの選定、導入責任、改善責任は事業者にももちろんありますが、公共交通路に責任を持つ筆頭株主である新潟県にも大きな責任があると思うが、どう考えているのかお尋ねをいたします。

最後に、佐渡汽船、筆頭株主の新潟県政の姿勢と動向についてお尋ねをしたいと思います。航路など公共交通は、赤字、赤字という採算性のみで考えるのではなく、「地域公共交通への補助は「赤字」ではなく「地域を支えるための支出」、これが何でかぎ括弧になっているか」というと、国土交通省が書いてあるものを引っ張ってきたから。俗に言うクロスセクター効果といいまして、航路そのものは赤字なのだけでも、そのことによって経済がよくなる、人間が健康になる、ここが公共交通にとっては一番のかなめであります。それと同じ考え方が特定有人国境離島特措法などでも貫かれているものであります。新潟県や国がしっかり離島航路のこういった維持存続の在り方に立つべきであると思います。特に新潟県の姿勢はどうなのをお尋ねしたい。

また、小木一直江津航路問題や両津一新潟航路ジェットフォイルの支援について、県議会の議論の状況はどのようになっているのか。新潟県も財政再建で云々ということをおっしゃって、大変厳しい状況になっているというふうに思っています。ですから、両津一新潟航路ジェットフォイルの新潟県の補正予算、9月にはつくというふうに我々言われてはいるのですが、その辺の見通しはどのように見ているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君の緊急質問に対する答弁を許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、中川議員のご質問にお答えいたします。

佐渡航路確保維持改善協議会、これは平成23年より佐渡航路の安定的な運航のために必要な諸課題を検討し、改善を図ることを目的として設置されたものでございます。決して意思決定機関ではないということになっております。一定の方向性を導くために議論する場でございますが、今回のような佐渡航路全体に関わる大変大きな問題については、今後協議会の開催方法、また島民の意見をどのように反映していくか等含めまして、この協議会の在り方についてどのようにしていくのかをまた相談をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

情報公開につきましては、佐渡汽船の経営に関わるということが議題に上げられるということから非公開とされているものでございますが、直接的な経営にさわらない議題等につきましては一定程度の情報開示の在り方、これにつきましては県としっかり協議をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

高速カーフェリーあかねの選定等の考えでございますが、様々な検討や議論を重ねて導入したというふうには認識はしておるところでございます。しかしながら、結果として年間10億円の赤字が出ることになったということで、これは当然航路責任者としての経営責任、これが生じるものというふうには判断はしておるところでございます。また一方、今回の問題については、高速カーフェリーあかねの売却だけがクローズアップというふうになっておりますが、経営全体の問題という視点で捉え、今後航路の安定的な維持をする、維持を整えていくという視点も含めてしっかりと協議が必要だというふうに考えております。そういう部分では、航路を維持しなければならない、これは新潟県、私たちもということになると思いますが、行政としての役割、そこはあるものと認識しておるところでございます。

また、新潟県でございます。特に上場企業である佐渡汽船の経営本体には直接関わらないという方針で

現在も進めておるといふに聞いておるところでございますが、特定有人国境離島特措法、また離島振興法の観点から考えますと、航路維持については県の役割は非常に大きなものであると考えております。県にはこの2つの法の趣旨、その立場を踏まえ、航路維持に積極的に取り組んでいただきたいと思いますと考えているところでございます。

ジェットフォイルの購入の問題でございますが、小木一直江津航路問題含めてジェットフォイルの状況につきまして、県議会の状況は県に確認しておるところでございます。9月補正に向けて調整中ということでございますが、新潟一両津航路のジェットフォイル建造に関わる県の支援については、現在その姿勢は変わりないというふうなところで話を伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） まず、今回の佐渡市としての関わり方の問題です。佐渡航路確保維持改善協議会そのものが決める場所ではないというお話でありましたが、それで今回一番中心になっていると思う協議会を今後どこまでオープンにできるかやっていくということなのだけれども、そんな悠長なこと言っていられなくて、場合によっては、寺泊一赤泊航路の廃止のときもそうでしたが、事実上密室とも思えるような、佐渡航路確保維持改善協議会の中身が分からないまま決められてしまう。今回も新潟県、協議会の中で7月末までに方向性を出したいということをコメントして報道されているわけ。こういう緊急の事態だからこそ、やっぱり佐渡市としてどう関わっていくのか、私は必要だと思う。そういう意味でそれをどう考えるか、1つ。

もう1つは、総合政策監がちょうどテレビの画面にもいましたが、協議会の中で「新潟県は7月末に方向性を出したいというふうに言った」というふうに報道されているのですが、それがまず事実かどうかということをお尋ねしておきたいというふうに思います。

2つ目、要は、佐渡航路の在り方に佐渡市としてどのように関わっていくかという関わり方の問題だと私は思っているのです。つまりそこをきちんと交通整理をして、どの決め方が一番いいのかということを考え出すというか、しなければいけないというふうに思うのです。例えばこの協議会については、国土交通省の資料ですが、これは事実上小木一直江津航路の赤字補填の部分のための協議会なのですよね。けれども、航路ごと、地域ごとに設置というふうになっているわけです。この協議会では、調査事業として航路診断、経営診断、先ほど言いましたが、放置をされてきた問題もまさにここで恒常的にやってこなかったのがいけなかったのです。そして、航路改善計画を出してどうするか決めるというのが国土交通省のスキームになっているわけですが、そういう意味でいくとこの協議会そのものが恒常的に佐渡航路の在り方、航路の経営改善の在り方を調査研究をしているのかということ、我々どういった形で開かれているのか分かりませんが、ほとんどしていないと思うのですが、その辺どうですか、これまでの過去の経過。今回のことというならば、協議会の設置要綱でいうならば必要に応じて分科会を設けて専門的に調査をするというようなことぐらいはやられていなかったらおかしな話なのだけれども、そういったことがやられたことで今回出ているかということが2つ目。

3つ目、佐渡市としての関わり方、基本的には佐渡市を代表するのは市長ですから、市長が俗に言うト

ップ会談、佐渡汽船とやることもあれば県知事とやることもある。あるいは、上越市とやることもあるトップ会談。それと、もう一つは事務レベルでやる、県の事務とか、事務レベル会議。それと、もう一つが先ほど言った協議会です。それと、もう一つがあるときからできた佐渡汽船と市長と議長の三者会議。少なくともこれだけ今言ったものがあるのです。こういったものの中で、ここをやっぴりきちんと交通整理をしてどういうふうにするかというのを私決めていかなければならないと思うのだが、どのように考えるか。

大きな2つ目の質問です。2つ目併せてやりました。3つ目の責任です。先ほど言った1番の収支改善効果、将来的な航路維持につながる、これは佐渡汽船の社史から抜いております。佐渡汽船が書いているのだから、身内びいきかもしれませんが、私今回改めて社史を全部見直してまいりました。あかねの決定をしたのは、先ほどみんな分からないようなことを言うのですが、今言った社史では佐渡汽船が決めたと明確に書いてあります。例えば佐渡汽船の社史の中で、当社は2008年4月以降、小木一直江津航路カーフェリーの1隻化体制への移行について図ってきたと。北陸新幹線を前に2隻化体制にすることを目指してきた。佐渡航路確保維持改善協議会において協議がなされ、新しい運航体制としては中古ジェットフォイルの導入により2隻体制より、中型高速カーフェリーによる1隻体制のほうが望ましいとの意見も少なからず出された。中古ジェットフォイルの導入による2隻体制では赤字の長期継続への懸念、今回やろうとしていることが、ジェットフォイルを入れることがあの当時は赤字の長期継続への懸念、中古船への不安、つまり修理がかかるのではないかと。そして、冬季の運航確保が危惧をされた。その一方で、年間運航収支改善が見込まれる中型高速カーフェリー導入案、つまりあかねは将来的な航路維持にも期待できるとの意見があった。その後のくだりがあって、最後に10月20日開催の取締役会において、同航路の収支改善を図ることができる運航体制として新造カーフェリーによる2往復とし、誘客効果を見込むことができる判断に至ったと、佐渡汽船の社史にこのように書いてあります。ですから、協議会でもいろいろ意見はあったよと。最終的に決めたのは、私は佐渡汽船である、このことを強く指摘しておきたいと思います。ですから、ここに出てくるのは、今回やろうとしていること、2008年には「ジェットフォイルなんか入れると全然航路維持できませんよ。大変ですよ」と言っていたのを、今度は真逆のことをやろうとしているのです。そういった意味から見ても、先ほど言った協議会というものは、やっぱりしっかり議論しないと私駄目だと思うのだけれども、どう考えますか。

4点目の県議会の動向ですが、ジェットフォイル更新のことについて、まずお尋ねをしましょうか。今県議会の議事録、6月のは出ていないものだから、分からぬのですが、3月時点の議事録全部読んでまいりました。例えば、話がちょっと小木一直江津航路から外れますが、船価が34億円、諸経費入れて35億円の10%を持つということのようですが、なぜ新潟県と佐渡市が同じ1対1なのですか。県議会ではこのことが議論になっています。当たり前ですね。我々議会でも予算を出すとき「何でこういう負担割合になるの。根拠はあるのか」と聞きます。県議会でもそのような議論がなされております。過去の、議会運営委員長が早くやれと言うからやりますが、過去のあかねのときは7対3なのです。逃げてしまいましたが、協議会で示していたのは、その辺は、当然県と交渉済みで、そういったことも知っていなければ私駄目だと思うのですが、どのように捉えているかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） お答えいたします。

まず、今回の佐渡市としての関わりという点でございますが、もちろん我々はあかねだけではなくてバンカーサーチャージの問題、荷物の問題含めて全てが佐渡に関するものに影響があるわけでございます。また、併せてこの航路において今後の観光政策、またもちろん島民が安全、安心に冬場も含めて新潟を往復ができるというところで非常に我々は重要な役割を果たさなければいけないというふうに考えておるところでございます。今回の7つの視点につきましては、現段階では我々としてはまだテーブルに上げられたと、佐渡汽船の取締役会で決まったものがテーブルに上がったということで考えておりますので、この対策については佐渡の立場をしっかりと県、併せて協議会に伝えながら、改善に向けて取り組む必要があるというふうに考えておるところでございます。

また、協議会の内容については総合政策監のほうからご説明をさせていただきます。

また、過去の経過につきましては交通政策課長よりご説明をさせていただきます。

また、今後の関わり方として、三者会議等がございますが、やはりこれは何が1つということではなくて、事務方の協議を経てしっかりと、この協議会がこの協議会だけでやるかやらないかということはまた議論していくということでご説明を申し上げているところでございますが、この中で市民にとって、佐渡にとってどのような経営の在り方がいいのかというのを伝える形については、今後も皆さんと、4者でしっかりと話し合いをしていくべきというふうに考えているところでございます。

また、あかねの導入でございます。これにつきましては、行政の様々な報告がある中で、我々議員全員協議会等でお話があったところについて、今回佐渡汽船の説明でご報告をしたところでございます。基本的にはこのあかねの問題につきましては、やはりきちっと検証しながら、あかね自体の検証も必要ですが、あかねも含めた経営全体の問題についても今回しっかりと議論する必要があると私自身はあるというふうに考えております。あかねの、小木だけの問題ではなく、今後のジェットfoil、またカーフェリーの更新等もこれから大きな課題がある中で、あかねの検証だけで今回の問題が整理がつくというふうには私自身は考えておりません。そういう部分でしっかりとこの検証ができるように議論をしていくというのが、まずは過去の経緯も含めましてその中で議論をし、体制を整えていくことが重要であるというふうに考えております。

ジェットfoilの更新につきましては、過去の経緯については、申し訳ありません、私今ちょっと聞いておりませんが、今回の取組につきましては、新潟県、基本的にはジェットfoilの船の更新費については現在対応していないものを、今回はこのJR TTのスキームで対応していくというふうな話になっておるといふふうに聞いておりますので、それにつきましては前政権、前市長のときから議論しておりますので、それに合わせて取り組んでいくというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 日坂総合政策監。

○総合政策監（日坂 仁君） ただいま佐渡航路確保維持改善協議会の在り方ですとか取りまとめの方向性、期日についてご質問がありましたので、答弁したいと思います。

協議会における報道で7月までに取りまとめたいという一部報道ございましたが、私も7月7日の協議会に参加いたしまして、佐渡汽船や県などいずれも7月中に例えば取りまとめたいですとか、それまでに

何か協議会を開催するといった発言はございませんでした。ですので、ちょっと我々も佐渡市と生活に関わるこの航路をきちんと維持していく、あと検証も必要とされる経営問題含めまして、国、県、市ともしっかりと連携して取り組みたいと考えておりました、7月中にまた協議会を、期日ありきで進めるのではなくて、しっかりとした対応をしていくように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） 過去の経緯についてご説明いたします。

あかね導入時にあかねを導入することと、それから私聞いておいたのは、カーフェリーをそのまま運航しながらジェットfoilを入れて2隻体制でやるということと比較をしたというふうに聞いておるのですけれども、そのときにはやはり高速カーフェリー1台で2往復運航可能だということと、1台で車も積める、移動も早いということで協議した結果、あかね導入に至ったというふうなことで聞いております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） まず、総合政策監に聞きます。そうすると、報道による7月末までに方向性の結論を出したいというのは誤報だということのようなのですが、例えば4月からあかねを売却、売却が実際いつになるか分かりませんが、あかねを売却して4月からリース等による運航体制をやりたいというのは、その考えだと思うのです。そうすると、航路のサービス基準の変更や何かを9月頃に大体国に上げなければいけないわけです。そこを逆算しても、7月というのはまんざらうそではないだろうというのが私の見方なの。4月からやるとなれば、航路のサービス基準だか登録だか何だかをちゃんと国に上げて許可を得るように申請しなければいけない。それから考えたときに、例えば12月とか3月まで引張ることはできないでしょう。そうすると、おのずと7月、8月、9月、佐渡汽船の準備もありますから、相手との交渉事もありますから、リースするのだか。ということは、私あながち外れていないと思う。ですから、逆に言うのならば、4月からというのはまだ待ってくれと、それはおかしいでしょうと。1年かけて議論をして再来年からやるなら分かるけれどもというのが一般的な考えではないですか。ただ、もちろん今新型コロナウイルスの中で、佐渡航路だけではなくて大手の交通事業者も青色吐息ですから、少しでも早くやりたいというのはそれは分かります。分かるのだけれども、先ほど言ったようにもともと駄目だと言っていたのを今度は変えるみたいな話ですから。また、知事や上越市も言うようにきちんとした検証なしにあり得ないし、もともとは公共交通に貫かれている、ここは赤字であっても高齢者の暮らし支えとか島民の暮らしをしっかりと支えとか、こういったところの視点できっちり分析をしていかなければならないと思うのですが、その基準の問題はどうかということが1つです。

2つ目、先ほど社史を少し見返してみたと言いましたが、なるほどなと思ったのです。新生佐渡商船株式会社、佐渡汽船の前身の会社です。「長年にわたり越佐汽船の独占を許してきた越佐海上」、あの頃は越佐海上というのです、「に佐渡郡民の決意と意思が結集した佐渡商船株式会社が発足することになった」。大正2年2月3日登記。佐渡汽船の前、つまり何を言いたいかということ、佐渡郡民の決意と意思が結集したというのです。いろいろありますが、あまり言いませんが、もう一つ言います。それで、いろいろずつ

と来て、当時は3社あった。「新潟汽船と越佐商船と当社」、つまり前身の佐渡商船、「を加えて3社による越佐海上の航路運営は、大正から昭和へと時代が進むにつれて、それぞれの経営方針から競争する姿勢が次第に強まっていった」と。新潟日報2013年1月6日付によると、全体の記事をざっくりまとめると、つまり佐渡汽船の前身の佐渡商船は減少で、社運すら危なくなる状態となった。今と同じだ。こうした中で、佐渡選出の県議会議員から航路県営の訴えが上がって、一時は県知事も県営でやると言っていたのです。ところが、3社を買収する形で佐渡商船が吸収して、県が半額出資をする半官半民の会社を設立したと。つまりいろいろ佐渡航路もめているのだけれども、3社もあって激化しているのだけれども、そんな中で県がある意味仲裁に出て、利権があったかどうか知りませんよ、仲裁に出て、当時は県営でやろうという話があった。ところが、いろいろなことがあった中でそうはいかなかったのだけれども、県がしっかり50%の株を持って半官半民の会社としてスタートしたというのがこの会社なのです。だから、もちろんこの会社の経営もあるけれども、島民の足、島民の暮らしを支える航路としての役割が最大の任務なので。そして、国道350号も昔の先輩方がやっぱり国道必要だろうと言って、血の出るような思いの中で佐渡に海上国道をつくった。ここを私は絶対絶対やしてはならぬ、こんなふうに思っています。そこで聞きます。2つ目、JR TTのスキームで先ほど市長は云々ということをしていましたが、県は令和2年3月4日の建設公安委員会の答弁でこのように言っているのです。「過去の事例が1対1だったからなのです」と県議会議員に言っている。1対1という話ではないのです。先ほど言ったように、もともとあかねのときは、一時協議会で示した案は7対3。何であかねのときに、この2013年のときに7対3だったかという、ときわ丸を買うのは県が一円も出さないで佐渡市が21億円出したということがあったから、当時の泉田知事もちょっと困ったのでしょね、島民世論も含めて。だから、7対3なのです。1対1の事案というのは私は見つからない。先ほどもちょっと言いましたが、我々だってこの負担金、予算にのっているから、一体何の根拠ですかって聞くのです。県も聞かれたのです。そうしたら、過去の事例が1対1だった。しかも、あかねのとき7対3ではありませんが、当時あかねの債務負担行為は12億円です。あかねの船価に対して20%持っているのです。今回のJR TTのスキームは、県が10%しか持たないのです。だから、1対1の根拠は、これは1つ付け加える必要が私あるからこのことを言っている。多分1対1というのは飛行機のことを言っているのだな。飛行機の赤字負担を1対1で持って、佐渡市はそれおかしいよって言っていた、ずっと。このようになっているのだけれども、どうかということです。

そしてもう一つは、答弁の中で「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の活用も含めて支援に当たって、どんな制度がうまく活用できるか検討を行っているところだ」、県はこう言っているのです。佐渡市のほうでは特定有人国境離島の制度は使えないという判断で、県はこう言って、県議会は逃げるために言っているのか、そんなこと知りませんよ。こう言っている、3月の時点では。だから、これが本当に使えるのかどうなのか答弁願いたい。

もう一つ聞いておきます。佐渡市がカーフェリーときわ丸に21億円、2014年度ですね。その翌年の2015年にあかねを造るわけですが、ここに8億1,000万円。2つ合わせて約29.1億円、ざっくり言えば借金ですよ。佐渡市の借金終わっていないと思うのですが、あとのぐらいい残っていますか。財政課長、分かればお尋ねをしたい。

これ最後に言うておきますが、4月2日、参議院の国土交通委員会の中で佐渡汽船問題が取り上げられ

ました。総合政策監ご承知だと思いますが、取り上げられました。発言時間が非常に少ないのですが、いろいろ今回のジェットfoilの問題も、自治体負担も業者負担も少なくすべきではないかというようなこともやって、当時の、現在も同じですが、例えば「ジェットfoilの更新にしても安心して事業が継続できるような支援をこの際大臣、検討していただきたいと思いますが、いかがですか」、国土交通大臣何と言うかという、「佐渡汽船って県からもお金入っていると思いますよ。やっぱり民間企業である以上はそれなりの経営のインセンティブ」、結局国は最終的に、上場企業だから情報開示できないって言ったけれども、民間企業だから、その枠の中で頑張るのだよということで逃げるのです。ですから、市長は今回の問題について、佐渡汽船の在り方そのものも考えていかなければというようなニュアンスの答弁も先ほどありましたが、こういった問題含めてやっていかなければならない。ただはっきりしているのは、先ほど言った、来年の4月からやるということになれば、この3回目の冒頭に言いましたが、9月にはサービス基準を変える届出を出さなければいかぬのです。県知事や上越市長が言うには検証しなければいかぬのです。その場を一体どこでやるのか。一番の当事者の佐渡市としてどう考えるかということをしっかり示さないといけない局面だと私は思っているのです。相手方が来年4月から大きく変更しようという、こういうさなかですから、今日の緊急質問も緊急質問にならないだろうという話も大分ありましたけれども、島民からしてみると、本当にまたぐたぐた、ぐたぐた、気がついたらああなっていた、こうなるのではないか。渡辺市長の選挙公約は、「市民の声を聞いて市政に反映」ですが、ぜひ島民の声を聞いて佐渡航路に島民の意思をしっかり反映をしていただきたいと思うのですが、答弁を求めて終わります。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 一番の段階として、現段階あくまでも協議会に提案が上がっているという中で、今回の議会の皆様のご意見を含めながら、この後しっかり協議をしていくというのが今の一番の段階だというふうに考えております。その中で、サービス基準のほうは総合政策監のほうからご説明いたします。

また、JR TTのスキーム等でございます。これにつきましては1対1でございますが、あかねの場合7対3という議論があったということはあれですが、実際には赤字補填というふうになりました。ですから、船舶への支援というのは新潟県というのは基本的に今までできていないというのが現状でございます。その中で、今回はJR TTのスキームの中で事業者負担分3割、それを市、県、また佐渡汽船、それで1対1対1という形での提案を12月にされて、その中で議会の皆様にご報告した上で議論を今まで進めてきたという流れであるというふうに考えておるところでございます。ですから、今回新しいスキームということで、県からの提案ということで考えているところでございます。

また、起債の残高等につきましては、財政課長のほうからご説明いたします。

また、今後の在り方等を含めまして、状況につきましては4者会談も含めながら知事とも上越市とも話をしておりますので、そういうものも含めながら、この協議会だけではない形でやはり議論も必要になるということもあるかと思っております。そういう中で、いずれにしろこれも県、上越市としっかりと議論をしながら、先ほども申し上げたようにあかねの売却が特に上がっておりますが、私自身はやはり今後のことも考えますと、経営全体のものも含めながら、検証も含めながら、しかしながら経営非常に厳しい状態でございますので、しっかりとそこについて議論を交わしていくということが大事だろうというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 日坂総合政策監。

○総合政策監（日坂 仁君） ただいまサービス基準の見直し届出に関するお尋ねがありましたので、答弁したいと思います。

〔「声が小さい。もっと大きな声で」と呼ぶ者あり〕

○総合政策監（日坂 仁君） サービス基準の見直し届出に関しまして、もし来年4月からの見直しになりますと、議員ご指摘のとおりその時期というのが非常に限られてございます。ただ、一方でまだ7月7日の時点で佐渡汽船から売却方針が出されたばかりということもございまして、まだ我々としてもこの売却時期ですとか売却価格も含めてこれまで支援した先の返還額ですとか、そういった調整もまだ調整が済んでいない、協議をこれからしなければいけない状況でございますので、県や関係自治体等も含めましてしっかりと協議を進めて対応を進めるとともに、このサービス基準の見直しについてもしっかりと生活航路が維持されるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

あかねの分ですが、平成25年と平成27年で合わせて7億7,000万円借りております。今返済している額としましては2億1,400万円程度で、未償還の分につきましては5億5,000万円程度で、今30%ほど償還しております。ときわ丸につきましては、ちょっと今日資料持ってきていないのですが、借入れ年度からしても、似た時期に借りているので、大体30%程度返している状況と思っております。

○議長（佐藤 孝君） 十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） ご説明いたします。

1対1ということで、県が1、市が1ということですが、そこに対して交付金を使えるかということですか。

〔「そう」と呼ぶ者あり〕

○交通政策課長（十二毅志君） それについては、国のほうの制度の中で国の部分が55%、自治体のほうで充てられる部分が45%と、特定有人国境離島の関係で充てられる部分がありまして、その45%部分を県と市と両方になるのですけれども、それを充てられるというふう聞いております。

〔「1対1の事例は。過去に1対1の事例だったというのはあるのか」と呼ぶ者あり〕

○交通政策課長（十二毅志君） 過去に1対1の事例ということでございますと、例えば粟島汽船であるとか、それからJRというか、鉄道のほうの関係、その支援も1対1というふうな形で聞いております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で中川直美君の緊急質問は終わりました。

---

日程第3 議案第103号から議案第105号まで

○議長（佐藤 孝君） 日程第3、議案第103号から議案第105号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第103号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、消防職員の酒気帯び運転及び佐渡文化財団に関する公金官物処理不適正による職員の不祥事を重く受け止め、組織全体の規律を正し、職員全員に注意を喚起するとともに、自らを戒めるため、8月及び9月の市長の給料月額から10分の1を減額するため、必要な条例を制定するものでございます。

議案第104号 佐渡市教育長の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、佐渡文化財団に関する公金官物処理不適正による職員の不祥事を重く受け止め、組織全体の規律を正し、職員全員に注意を喚起し、また自らを戒めるため、8月の教育長の給料月額から10分の1を減額するため、必要な条例を制定するものでございます。

議案第105号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ4億1,996万8,000円を追加するものです。補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、プレミアム付商品券の発行など島内経済の回復に向けた対応に関わる経費を計上するとともに、公共交通事業者への感染拡大防止支援、子育て世帯へのさらなる支援、児童生徒の学習環境の整備に要する経費などを予算計上するものであります。歳入では、国の補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫支出金や県支出金、諸収入を増額計上し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第103号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑並びに答弁は簡潔にお願いいたします。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど説明ありましたが、消防職員の酒気帯びと佐渡文化財団ということなのだけでも、私は後段のほうの文化財団のほうが重いと思っているのです。とりもなおさず当時の市長の目玉事業でありましたから、市長の目玉事業の中でこのようなことが起きたということで、自主返納してもらうわけにはいきませんから、新しく引き継いだ市長がそういう意味でしっかり責任を取るという意思を示したものだというふうに私は受け止めているのですが、そういう理解でいいのかが1つ。

それともう一つ重要なのは、この後の教育長の給与も同じなのだけでも、何かあったから、減給しましたからいいではなくて、そこをどう直すかなのです。とりわけ市長が今回選んだのは市長の肝煎りの事業、渡辺市長だってあると思うのです。そういうときに職員からどういうふうに意見が来て、けれども政治家ですから、これやれということもあります。けれども、そのときにどうするのかというのが極めてやっぱり難しい問題だと私は思うわけです。だから、そういった教訓をどのようにしていくのか、どう変えようとしているのか教えていただきたい。

そして最後に、監査委員はいろいろ言ってくれたけれども、市の職員の手続きか問題にしなかったけれども、そもそもはこの文化財団の予算の使い方が問題だったからこうなったわけ、あんなふうになったわけであ

って、そのような問題についてもきっちり対応しなければ私いかぬと思うのですが、その辺どう考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今回の処分につきましては、職員の処分をせざるを得ない状況になっているということと事務事業自体が私が市長になってからの処分であると、またこれからの検証が要するという段階の中で、教育長と市長のほうでこのことが二度とないようにという、そういう職員、私自身も戒めも含めまして処分を条例提案させていただいたものでございます。

また、教訓等につきましては、この課題等につきましては庁議等で議論をしながら、また各課のほうで話をすることになっておりますが、文化財団そのものにつきましては外部委員会をしっかりとつくりながら、この在り方等について検証していくということで先般の議会から議会のほうにお願いしているところでございます。

監査の問題につきましては、現段階でまだ最終的な判断をしておる状況ではございませんが、今後の必要性に応じた上で、どのような形がいいのかも含めまして、この文化財団の本体の事業内容等につきましては現在検討しているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 分かったような分からないような、なのだけれども、やっぱりいつも何か不祥事があれば減給すればいいという話ではないのです。そこをどういうふうにもその問題を乾かして改善していくのか。過去にもいろいろあるのです、市長の肝煎り事業というのが。市長の思いがありますから。そのときにそこに関わる組織や職員をやっぱりどうしていくのか。佐渡市のコンプライアンスや職員倫理条例云々によれば、自由に物が言えるような空気というけれども、そこに市長と副市長と総合政策監にいらまれば、大体私でさえ何にも言えなくなるぐらいですから、そういう意味でも組織として本当にまさにワンチームでやるというそれをやっぱりやっておかないと、本当に市民のためにならないと思うのですが、もう一回お尋ねしたい。

それと、文化財団の在り方ですが、文化財団を今後どうするかという在り方はいいですよ。あの予算の使い方は、私ども議員からすると、なるほどこうやると予算ごまかせるのかということで、なるほどと思う教訓がいっぱいあるわけで、それがいいとか言っているわけではない。ただ、やっぱり返す返さないは別にしてどこに問題があったか。それは、決算審査特別委員会も総務文教常任委員会もいっぱいいろいろなことを指摘はしているのだけれども、やっぱりけんか両成敗ではないけれども、市の体制にも問題があったけれども、文化財団のほうにもしっかり問題あったのだよということは明らかにしないと、やっぱり以前も一般質問で言いましたが、反省のないところに発展はない。お金返す返さないは二の次にしても、その問題は私しっかりやるべきだと思いますが、どのように考えていますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 市長の肝煎り事業というやり方につきましては、私自身は新しいチームをつくりな

がら、そのチームの仕事をしっかりと市民の皆様からの意見を反映し、議会にもご説明していくという、そういう組織の在り方をつくっていきたいというふうに考えております。そういう部分で、来年度に向けたこのチーム、早急にまず立ち上げたいチームもございますし、来年度に向けた組織体制についての議論もしておるところでございますので、私自身はきちっとやるのがそのチームとして市民の皆様にも議会からも分かると思いますか、はっきりするという形での施策を取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

また、文化財団の中の事業の問題でございますが、現段階、使い方に違法性という部分はないということまでは判断しておるところでございますが、今後この具体的な問題等につきましてどのような形を取るかというのは、現段階ではまだその使い方の違法性とか、非常に大きな問題等については議論したところですが、その中の詳細のやり方について具体的にはしておりませんので、今後ご指摘も受けながら、少し検討させていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第103号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第104号 佐渡市教育長の給与の減額に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第104号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第105号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第105号についての歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） ここで、歳入のところで総括的にちょっとお尋ねしておきたいと思います。国の第一次補正予算が3億円、今回が10億円でざっくり13億円ということなのだけれども、この間総体すると六十数億円の事業費やってきたわけなのだけれども、この間財政調整基金はどのぐらい使っていますか。

それで、この総体における現時点の、財政調整基金が主だと思いますが、使ったのと、国の地方創生の臨時交付金は幾ら使われているのか、まず教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

財政調整基金につきましては、約15億円当初予算のほうで計上いたしまして、その後今回までで約8億8,400万円程度入れているような状況になっております。今国の地方創生臨時交付金なのですが、当初3億円、第一次補正予算のほうで配分がありまして、第二次補正予算の中では10億6,960万円ほど配分を受けており、合計で13億7,000万円が配分額となっております。第3号補正で3億円地方創生臨時交付金については充当しておりまして、それで今回の第7号補正で2億3,600万円、5億3,700万円今充当してい

るところで、残りは8億3,300万円になっておりますが、ただ第1号から第5号の補正の中で計上した予算の中で6億6,000万円ほど充当するところを今後予定しておりますので、そうすると残りは1億5,000万円程度になるというふうになっております。そうしますと、今23億8,400万円ほど財政調整基金繰り入れしているのですが、そこから未充当の部分等引きますと、財政調整基金は当初の15億円から17億円程度今繰り入れるような状況になっております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 考え方について言いたいのですよ。つまりこの間財政調整基金使ったのだけれども、全体として13億円来る中で財源振り替えるというわけですよ。私何を言いたいかというと、今コロナに対応するには国からの交付金以上に頑張らなければならないときなので。今の計算ですと1億5,000万円もうかったという話になってしまうわけだな。そのこの在り方が本当にいいのかどうなのか。だから、私今回の補正予算見ても総括的に、議長に怒られるかもしれませんが、言いますが、やっぱり本当に市民が今このコロナ禍の中であって、コロナだけではないですよ。昨年10月以降の景気の低迷の中で今一体何が本当に困っているのか。事業者が本当に細かいことだけれども、一体何に困っているのかというあたりは、しっかり反映された今回の予算になっているのですか。その辺ちょっとお聞きをしたい。つまり佐渡はコロナ、コロナといってもそれほど、観光やいろいろな面に大きな影響あるのだけれども、目に見えないコロナというのかな、その部分をどう拾い上げて予算化していくのかということに、私ちょっと弱いのではないかと思いますので、その辺どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） コロナの支援につきましては、私ども段階的に国、県の資金を最大限に活用しながら効果が上がる必要な取組を進めてきたところでございます。その中で特に財源につきましては、やはり国、県の交付金を最大限に活用しつつも、コロナがいつ収束するか分からない状況の中で必要なものを国、県のものでしっかり打ち込んでいく。その上で、これからは国、県のもものがなくても、必要なものは財政調整基金等を活用しながらしっかり対策を取っていくという形で考えておりますので、現段階、7月の今回臨時会での補正をお願いしている状況でございますので、この現状を調査しながら、また9月補正に向けてしっかりと市民の皆様の課題等整理をし、もう一度9月補正で対策を追加していくということで、しっかりと弱点を含めながら、弱いところをきちっとフォローしていくという中で段階的に取り組まさせていただきますというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第105号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第105号についての歳出に関する質疑に入ります。

1款議会費から4款衛生費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 2款総務費、6目企画費ですか、その中のG o T o キャンペーンについてお尋ねをしたいと思います。

これは今、日本中でもあちこちでクラスターが発生していて、今後どうなる……

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん、G o T oはこれは6款商工費のほうになります。今は1款議会費から4款衛生費までの質疑です。

○13番（荒井真理君） ごめんなさい。

○議長（佐藤 孝君） よろしいですか。

○13番（荒井真理君） はい、ありがとうございます。

○議長（佐藤 孝君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

1款議会費から4款衛生費までについての質疑を終結いたします。

次に、7款商工費及び10款教育費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） G o T o キャンペーンの連動プロモーション事業について伺いたいと思います。

こちら補正額830万円ということなのですけれども、まず830万円のざっくりとしたその内訳についてお聞かせください。

あと、こちらは入札で行う予定なのか、それとも随意契約なのでしょう。決まっているようでしたらお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

プロモーション事業の部分でございますが、ざっくり中身を今考えているところをご説明させていただきます。今特に新潟県内においてのプロモーション事業としまして、新潟市内におきますデジタルサイネージの広告ですとか、ターゲットを近隣県として定めまして、特に東北、福島、長野というような海なし県というようなところもターゲットに入れて、近隣の駅におけるデジタルサイネージの広告というようなところ。あと、ウェブを使ったような広告というようなところを考えてございますが、こちら八百何がしの金額の中で全て一括で発注するというものは想定してございません。それぞれの事業者が一番効率的に発注しようと考えております。場合によっては、例えばバスターミナルというところであれば1社しか実際になかったりするので、そういうところにつきましては随意契約というようなところになろうかと思えますし、パターンによりましては、例えばウェブ広告というような部分につきましては、プロポーザルあるいは入札というようなところを想定してございます。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） ちなみに、ウェブ関係であればプロポーザルか入札ということなのですけれども、その時期というのは大体いつ頃の想定なのでしょう。分かれば。

○議長（佐藤 孝君） 祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

G o T o キャンペーンに合わせたウェブでの広告という部分なのですが、ネットを使った観光事業者に宛てて広告というものを想定してございまして、こちらは国の動き、最新のニュースですと7月22日

から一部宿泊の部分から始めるというようなところは聞いておりますが、国のほうの動きと、今東京のほうでいろいろなニュースが出ておりますが、その辺の動きと合わせてキャンペーンする広告を打つタイミングは調整したいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 先ほどは失礼いたしました。G o T o キャンペーンについてお伺いします。

今全国でクラスターがあちこちでまた発生し始めている中、佐渡のこのG o T o キャンペーンは本当に安全を守りながらできていますということをもとに島民に説明しなければいけないと思っています。こうやって市長のほうからご提案があるということは、このセーフティーネットをどうするのかということも同時に考えておられるのではないかと思います。一番困るのは、事業者が予約を受けた後断らなければいけないというときに何をもちょうその判断するのか、ここを各事業者が悩まなければいけないようだと、事業者のほうではやっぱりリスクを負わないために引いてしまうと思うのです。このG o T o キャンペーンがあるから、どんどん客を誘致しようというマインドにはならないのではないかと。そのところを担保するのは、やはり私は市長しかいないのではないかと考えているのです。ですから、島民の健康、生命の安全を担保するところの線引きを市長がどこにするというのをまず決めていただいた上でこのG o T o キャンペーンはあるのではないかと。そこを市長はどうお考えなのかお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まず、今までも観光施策、様々打ち込んでおりますが、基本的には佐渡市の中で基準を設けて、新潟市の発生状況を踏まえながら、もし新潟市でそれなりの規模で発生した場合にはすぐ中止ができるようにということで、それを前提に進めていることをまず第1段、ご理解いただきたいというふうにご考えているところでございます。このG o T o キャンペーンの広域連携につきましては、定期的にG o T o キャンペーンと併せて取り組んでいくことによって効果を考えるというふうな事業でございしますが、これにつきまして既に東京の状況を見ながら、これだけではございませんが、各ホテルには市長名で、特に首都圏等今発生しているエリアの方の予約については体調チェック、また熱等が、体調の悪い方はご遠慮いただくようお願いいたしますということで市長名の文書をお願いしておるところでございます。また、併せて今回の予算の中で公共交通に対する安全対策といいますか、コロナの予防対策についての支援も上げております。その中で、水際対策の強化ということで佐渡汽船に新たなサーモグラフィーカメラの設置等も進めながら、また新潟交通佐渡のバス等につきましてもその安全対策の支援をしていくということで、できる限り水際対策をしっかりとしながら対策、受入れ等について進めていき、またホテル等でもしっかりとお客様のチェックをしていただくということで、島民の安全性のほうをしっかりと守りながら進める段階は進める、また発生状況によっては中止するというのをしっかりと見ながら進めてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 今市長がおっしゃったことは大体私も分かってはいるのですが、今問題なのは、無症状だけれども、陽性の人たちがたくさんいると。ここが今市長が皆さん、事業者にこうこう、こういうことだというをお伝えすると思うのですけれども、その中で私たちやっぱりセーフティーネットはも

う一段、つまり一般に知られていることではなくて、無症状で陽性者がいるのをどう排除していくのか。あるいは、そこは私は、今首都圏から来る方の体調チェックや体温ということをおっしゃいましたけれども、これでは排除することはできない。しかし、今まで佐渡は本当に幸いなこと、感染者がいない。これがこの夏休みの間曲がり角になってしまう、これが私たち島民の一番大きい不安、もちろんこれ市長も同じだと思います。もう一度やっぱり厳しくしていかないと、首都圏からこうこう、こうすれば入ってこられますよではないと思うのです。もう一つ言えば、今沖縄の2つの基地の中でもクラスター発生している。東京を見れば夜の街がクラスター発生の原因になる。沖縄の海兵隊員でも何でもみんな外に出ていくのは夜だと。そうすれば沖縄からも、市内からもクラスター発生するのも時間の問題といったとき、私はある一定程度の地域、あるいは圏域からは来ないでくださいということを市長がはっきり言うというぐらいのことを今言っていたかないと、かなりリスクの高いご提案かなと思うのですが、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 一つの方法としては、2週間内の体調チェックの中でしっかり確認をしていくという手法もあると思います。今東京都と国のほうもいろいろな議論をしておる、議論といたしますか、いろいろな形をやっておるところでございまして、県全体の動きも含めて、また新潟市、上越市の動きも含めながら、今議員からのご指摘については状況を判断した上での対応というふうに考えておりますので、きちっと状況を注視した上で対策を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 2つお尋ねします。分からぬこともあるので、ちょっとお聞かせください。

議案の説明、議員全員協議会の際にもありましたが、農業関連の関係です。佐渡の場合水田が多い、稲作が多いのだけれども、例えば今醸造用玄米の緊急のやつが出ました。つまりお酒が売れないものだから、醸造用の米が云々ということがあったのだけれども、米というのは秋にならないと取れるか取れないか本当に分からないところあるのだけれども、米価が下がるのではないかとということが明確に言われていますよね。私今持っているのは大阪堂島商品取引所、若干普通の市場とは違うのだけれども、ここで1月21日のときには60キロ、新潟コシヒカリですよ、1万6,680円だったものが6月15日には1万3,900円まで落ちていると。約3,000円近くも落ちているという流れ。この前の新潟日報の中にも米価の問題が出ていましたが、そういう意味で議員全員協議会の際に持続化給付金の対象にもなるのだよというのはあるのだけれども、つまりそのことを私は、農協あたりがしっかりやっているのだろうとは思っただけだけれども、多くの農家、米農家というのは月々の販売はありませんよね。ここに国のものも持ってきていますが、月々どう書くかということもあるのだけれども、自家消費も売上げになるから、こういったことをやっぱり今から一応準備してあげなければいけないのではないかな。そうしないと、本当にいざとなったときに、「ええっ」という、今年の作柄がどうなるかもあるけれども、少なくとも米価が上がることはない。さっき言ったように大阪堂島商品取引所ではこうだ。その辺はやっぱり何か要るのではないか。お金出さなくても、こういった制度を使えるようにするかということを知りていくようなことも含めて、私もこれ使えるなと思ったのです、持続化給付金、農業も。けれども、毎月これどうやって幾らずつにしたらいいのかというようなことも含めて、もうちょっと丁寧なのがあつていいのではないかとというのが1つ。

2つ目、教育関係でちょっとお尋ねをいたします。学業継続支援給付金の関係です。これは、私も調べて、ちょっと分かりにくいのですが、親が学資ローンを組んでいたとしたらどうなりますか。つまり本人が奨学金を受給していることが受給要件だったというふうに私は思うのです。親がどこかからお金を借りて仕送りしているというときは対象にならないのだと思うのです。そういったことで例えば上越市とかでは独自の制度もつくってたりするのだけれども、制度の内容もちょっと分からないものですから、具体的にどうなっているか。分かりやすく言うと、本人が受給していることが対象ですよ。つまり親が奨学金を、学資ローンを借りているとこれ駄目だと思うのだけれども、これ首振っている人がいるから分かるのだと思いますが、ぜひちょっと教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君に申し上げますが、予算書のどこの質問をしていますか。先ほどの農業の米の関係ですと、予算書には米の関係ありませんので、それと今の教育委員会の関係、持続化給付金に絡めて何か聞きたいのですか。具体的に予算の中で聞いてください。

今農業関係、担当課長いませんので。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 農業関係につきましては、農業者向けの支援の制度も今新たにできております。その中で持続化給付金のほうも対象になるというふうに認識はしておりますが、農業経営のほうをしっかりと判断しまして、農家のほうを農協がしっかりと経営診断をしながら支援をしていくという制度ができておりますので、それについて対象になる方がしっかりと事業申請できるようにということで担当者には伝えておりますので、農協のほうにもその旨で伝えてほしいということで話をしておるところでございます。そういう中で、支援制度についてはしっかりと農協と一緒にどのようなことができるか、準備はしてまいりたいというふうに考えております。

教育委員会のほうは、すみません、今ちょっと担当に知識がないということで、説明できる状況にないということで申し訳ありません。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 議長には怒られましたが、さっき冒頭で聞いたように国のお金が出ていて、これをどう使うかという予算なのです。だから、農業関係も足りないし、教育委員会関係もいろいろな事情があるから、そういったところを聞いて反映していないのではないかと、議長がおっしゃるとおり、議案外には言うなというのはもちろんそのとおりなのだけれども、それはそのとおりなのだけれども、その辺は許容範囲で私はいいいのかなというふうに思うので、また委員会でやります。

○議長（佐藤 孝君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） では、お聞きします。

予算項目のどこがということではありません。申し訳ありませんが……

○議長（佐藤 孝君） 予算に絡めた質疑にしていきたい。

○4番（佐藤 定君） 不要不急のコロナ対策というところで予算を執行するのだと思いますが、全体的に本当に市民が困っているところに予算執行されているのかどうか、その考えを市長からお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

そもそも私ども何回も説明しておりますが、まず雇用をやらなければいけない、4月に雇用のほうを予算盛らせていただきました。5月に観光、飲食の被害が大きくなったときに補償のほうをさせていただきました。また6月、今度は少し経済を動かしていきたいということで、島民向けの宿泊等含めて取り組んできたところでございます。今回の予算につきましては、7月、8月、9月、10月、9月議会前にどうしてもやらなければいけない、準備をしていかなければいけないものについて予算を上げさせてもらったものでございます。これについて、全ての方のご意見がここに反映されているかどうかというのは私どももはっきり申し上げられませんが、その都度その都度タイミングを合わせて支援の対策を取っておるつもりでございますので、また不足等につきましては9月以降までに調査をしながら、対策を順次取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

7款商工費及び10款教育費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第105号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第103号から議案第105号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで、委員会審査のため休憩いたします。

午前11時51分 休憩

---

午後 7時00分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 大変申し訳ございません。情報を1つご報告ということでお願いいたします。大雨の情報でございます。16時49分から佐渡地方に大雨警報が発表されておる状態でございます。本日11時過ぎでございますが、松ヶ崎地区浦ノ川内地内の民家の裏山が崩れました。民家そばまで土砂が来ましたので、家主は親戚宅に避難している現状でございます。対応としまして、建設課と県と一緒に確認に行きまして、高さ7メートルから8メートル、幅約3メートル程度で崩れている状態であるということを確認しているところでございます。今後の対応については、いずれにいたしましても県と協議をしながら対応していくという流れで考えております。現在の市の体制としましては、警報の発表とともに一次配備を取っておる状態でございます。雨の予報につきましては、一旦小康状態の予報となっておりますが、引き続き警戒態勢を取りながら、防災管財課の職員が市役所に待機しますし、その他の職員は連絡があるまで自宅待機という状況で対応していきたいと考えているところでございます。

以上、報告でございました。

○議長（佐藤 孝君） 報告は終わりました。

---

日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第103号から議案第105号まで

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、金田淳一君。

〔総務文教常任委員長 金田淳一君登壇〕

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第103号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、消防職員の酒気帯び運転及び佐渡文化財団に関する公金官物処理不適正による職員の不祥事を受けて、本年8月分及び9月分の給料について、条例で規定する給料月額10分の1に相当する金額を減額するため、条例を制定するものがあります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第104号 佐渡市教育長の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、佐渡文化財団に関する公金官物処理不適正による職員の不祥事を受けて、本年8月分の給料について、条例で規定する給料月額10分の1に相当する金額を減額するため、条例を制定するものがあります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第105号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4億1,996万8,000円を追加するものがあります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、島内経済の回復に向けた事業及び子育て世帯への支援に係る経費を計上するほか、児童生徒の学習環境整備に要する経費を計上するものがあります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 合併特例債に関する特別委員会の報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第5、合併特例債に関する特別委員会の報告を行います。

合併特例債に関する特別委員会に付託した事件について、特別委員長の報告を求めます。

合併特例債に関する特別委員長、室岡啓史君。

〔合併特例債に関する特別委員長 室岡啓史君登壇〕

○合併特例債に関する特別委員長（室岡啓史君） 合併特例債に関する特別委員会報告。

本委員会に付託の事件は、調査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告する。

本委員会は、令和2年6月定例会において「合併特例債の使途」及び「庁舎建設に関すること」を付託事件とし執行部要請により設置された委員会である。

これまでに別紙のとおり4回委員会を開催し審議を行った。中でも、合併特例債の使途については、発行期限が迫っていることから、庁舎建設も含めどのような事業に使用することが将来の佐渡市にとって最善であるのか、集中的に審議を行ったものである。

1、審議の経過等。本委員会設置後に、合併特例債や本庁舎建設に係る過去の特別委員会の取組を確認し、審議を深めるため、執行部に資料の提出を求めるほか、合併特例債充当可能事業及び本庁舎建設に関する執行部の考えを示してもらうため、2回にわたり委員会への出席を求め、審議を行ったものである。

(1)、庁舎建設について。庁舎建設については、新市建設計画の行政運営の効率化の具体的施策として「市庁舎建設及び周辺整備」が掲載されていることから、過去にも特別委員会が設置され、庁舎建設についての方向性を意見してきたところである。前市政では、本庁舎は建設しない方向で進んできたが、新市長が所信表明の中で、「課題となっている本庁舎については、既存の庁舎を活用しながら、防災拠点となり得る庁舎整備が必要と考えております。併せて、本庁舎1階の窓口機能についても市民の皆様から安心してお越しいただけるよう、市民の皆様や議会からもご意見をいただき対応してまいります」と述べたことから、執行部要請により、本委員会の設置に至っている。

現段階において執行部が考えている新庁舎は、当初の4階建て、延べ面積約6,000平米ではなく、防災拠点機能を備えた必要最小限の投資による3階建てとし、既存庁舎北側の旧金井保育園跡地に連絡通路でつなげた形で建設するというものである。新庁舎と既存庁舎とを併せて窓口機能を充実させ、老朽化している第2庁舎の部署、佐和田行政サービスセンター内の議会機能とあいぽーと佐渡内の観光振興課を移転させることを考えている。なお、新庁舎は、1階が市民向けのワンストップサービス窓口機能、2階が災害発生時における防災拠点機能、3階が迅速な情報共有を可能とする議会機能とし、エレベーターを設置すること、バリアフリー化すること等によりユニバーサルデザインを取り入れる予定であること、総事業費は実施設計をしなければ算出できないが、三十数億円と推計しているとの説明があった。

一方、今までの統合庁舎型の計画とは異なり、佐渡島開発総合センター内の教育委員会と真野行政サービスセンター内の上下水道課は現状どおりの運用として移転させないこと、また、既存庁舎は可能な限り使用することとし、防災拠点としての本庁舎建設後すぐに必要な改修を考えている旨の説明があった。なお、第2庁舎は解体して駐車場とする予定であること、佐和田行政サービスセンター内の現在の議会フロアは、子育て世代の親子等の市民が安心して利用できるさわた図書館として改修、活用する方向性であることを審議の中で確認した。

(2)、合併特例債について。合併特例債は、合併後の市町村が建設計画に基づいて行う事業のうち、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業、均衡ある発展に資するため

に行う公共的施設の整備事業、合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業などに使用することができる。

当初、発行期限は、合併年度とこれに続く10年間に限られていたが、東日本大震災や熊本地震などの被害が甚大であり、思うように事業計画が進まない自治体があることから、2度の発行期限の延長が行われた。この結果、本市の合併特例債の発行期限は、令和5年度末となっており、現在の借入状況は次のとおりである。発行限度額420億4,000万円。発行額（平成16年度から平成30年度）379億7,000万円。発行可能額40億7,000万円。

審査では、執行部が庁舎建設を合併特例債の充当可能事業の最上位に考えていること及び市内7施設の解体事業に充当可能であることを確認した。また、相川認定こども園は、合併特例債の充当可能事業ではあるが、公共施設等適正管理推進事業債を活用する方向性であることを併せて確認した。

2、本委員会の意見。(1)、防災拠点庁舎の建設について。現在の本庁舎は、防災機能が脆弱であるとともに、市民相談スペースが不足しておりプライバシーが十分守られていない状態にある。かつ、エレベーターが未設置でバリアフリーの条件も満たしていない。加えて、第2庁舎の老朽化は著しく、執務している部署の移転先確保も課題となっている。また、本庁機能が分散配置となっていることなど多くの問題点を抱えており、本委員会の審査では、以下の意見があった。

防災については、防災機能を充実させ防災拠点としてふさわしい庁舎とすること。昨今の災害状況を踏まえ、特に上下水道課を本庁へ移転すべきとの多くの意見があった。また、ハザードマップでの浸水区域でもあり十分な対応を図ることの必要性も指摘した。

市民サービスについては、プライバシーに配慮した市民相談室等の増設、土曜日、日曜日の窓口開設及び公共交通のアクセスを改善すること。子供の遊び場、図書館、生涯学習センター機能等を併せ持つ複合型庁舎建設等の意見もあった。

防災拠点庁舎の建設に当たっては、これらの意見を十分考慮した上で、事業を推進すること。

(2)、合併特例債の有効活用について。前述のとおり、本市における合併特例債の発行可能額は、40億7,000万円であり、令和5年度末までに事業を完了させることが必須条件である。

合併特例債は地域の活性化のために活用することが趣旨ではあるものの、公共施設の統廃合に伴う建設事業のみならず、解体事業にも活用可能である。各事業の優先順位を設定した上で、進めていく必要があると思料する。

結びに、防災拠点としての本庁舎建設については、これまで紆余曲折を経たが、合併特例債の発行期限満了が迫る中、一部の庁舎の老朽化、高まる市民サービスの向上を求める声、予測不能な災害に対応するため、有利な起債として合併特例債を活用し、市民の十分な理解と合意を図りながら進めることを強く求めて、本委員会の最終報告とする。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で合併特例債に関する特別委員会の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

荒井眞理さんの質疑を許します。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 今ほどの委員長の報告に対して2つご質問いたします。

まず1つ目は、この本庁舎整備については市民の間でも賛否が分かれてきたところです。渡辺市長になって改めて主に防災拠点となり得る庁舎整備が必要と考え、ほかの理由もありますけれども、このお考えがあって再び庁舎について審議されたという経緯から考えると、この委員会の意見の中で「防災機能を充実させ防災拠点としてふさわしい庁舎とすること」という意見を付しながら、一方「ハザードマップでの浸水区域でもあり、十分な対応を図ることの必要性も指摘した」とあります。これは、市民感情としては、浸水の危険性は排除されていると、説明ついているのかと、そうでなければなかなか賛成しがたいものであると。この十分な対応をとということとはどのようなことで審査をされたのか。

2つ目です。佐和田行政サービスセンター内の議場機能を新しく新庁舎を建てるとしたらそこへ移転させるという原案があり、そうすると今使っているこのフロアがさわた図書館として改修、活用される方向性、そのことを確認したと。これは、佐和田の住民にとっても、あるいは島民にとっても初めて聞く報告です。これは、一体どの程度の確認なのか。これは遂行されますよということなのか、それは原案としてあるけれども、市民が反対すればいいよということなのか。また、合併特例債と関連してこの報告書の中にありますが、これは合併特例債と関係する事業となるのか。それは、つまり費用とかがどうなるのかということ。市民サービスとしては、市民の声を十分に聞く時間が必要であると思えますけれども、合併特例債のスケジュールに乗ると、それも大慌てでやらなければいけないのかなということも懸念されますが、スケジュールはどうなっているという審査でしたでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

室岡合併特例債に関する特別委員長。

○合併特例債に関する特別委員長（室岡啓史君） それでは、荒井議員の質疑に対して答弁いたします。

1点目、防災拠点となり得る庁舎整備が必要とありながらハザードマップでの浸水区域であり、十分な対応を図ることの必要性も指摘したということについてであります。執行部の説明としては、ハザードマップ上では50センチメートルから1メートルぐらいの浸水想定域であるということの説明がありました。そして、基礎を1メートルほど上げるといったような対策を講じることでそのところはクリアできるのではないかという説明がありました。その1メートルの根拠というのは、先般設置が完了しました非常用電源ですが、そちらが1メートルかさ上げしているというところで、そこと同程度という水準でございます。

2点目についてです。ここの旧というか、現議会フロアを図書館にということでございます。これは検討している段階、方向性のみが示されたというレベルでございます。合併特例債と関係する事業なのかというところは定かではございません。使える可能性もあるし、そうでない可能性もあるという状況です。そして、市民の声を十分に聞く時間というところのスケジュールについては、メニューを示していただいた程度の状況でして、スケジュールにまでは踏み込んで質疑はしておりません。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） ありがとうございます。現在佐渡市がこの金井のハザードマップとして持っているものというのは、恐らく平成27年の水防法改正で規定する、想定する最大規模の降雨と。それが1,000年

に1度の確率の捉え方ということになっていきますけれども、これは既に5年前に改正したときの基準だと。それで現在よいというふうに判断していいのかがよく分かりません。この5年間、特にその豪雨被害の実態というのは非常に厳しいものがあると。今日も佐渡もたくさん雨降っています。それに照らして考えると、この1,000年に1度の確率という考え方は非常に危険ではないかなと、通用しないのではないかと思います。集中豪雨というのは、今は1時間に50ミリメートルとか80ミリメートルという規模で警告される実態です。大佐渡山脈は、国仲平野側がすごく急峻な斜面です。佐渡市は、近年の集中豪雨の数字を金井地区や、あるいは今建っている庁舎は新保川、中津川に挟まれているという立地ですが、果たして現在起きている集中豪雨と今の立地条件、きちんと調査しているのか、そのあたりの審査はどうでしたか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

室岡合併特例債に関する特別委員長。

○合併特例債に関する特別委員長（室岡啓史君） 荒井議員の2次質問に対して答弁いたします。

先ほどのハザードマップの件、おっしゃるとおりだと思います。降雨というところを想定しておりますが、先般の集中豪雨等を踏まえれば、想定外ということは通用しないのかなというふうに思っています。くしくも本日崖崩れが佐渡市内で起きたというところで、とにかく想定外というところをしっかりと想定しながら具体的な対策を講じるべきだということ意見を上げてみました。具体的には先ほどのとおり1メートルかさ上げするといったような対応が一つあり得る。そして、この意見に書いたこと以上でも以下でもございません。ハザードマップでの浸水区域でもあり、十分な対応を図ることの必要性も指摘したというのは、そういったもの全て含めて対応をしっかりと考えるべしというようなことで意見をさせていただきました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） すみません、図書館のほうも1つ、2次質問するのを忘れてましたが、まず先に防災の観点での浸水のことですけれども、建てるなら一応合併特例債を使って30億円とかいろいろ予算はありますけれども、合併特例債の予算や、あるいはスケジュールにとらわれずに本当に安全な防災拠点を計画すべきだと考えます。先ほど佐渡市はどうするのかというのに対しては、1メートル基礎を上げてということだったと思いますけれども、それはあくまでもこの2015年の最大規模で考えられる降雨を基にしているの、そこは私はもう一度きちんと考え直す必要があるのだろうと思うのです。建てるならきちんとしたもの。そこに佐渡市は専門家のちゃんと意見を入れてこのように計算しているということだったのか、あるいはこの確認をもう一度するということがあったのか、そこを最後確認させてください。

それから、さわた図書館を改修してこちらに移転する考えがあるということですが、ここが合併特例債使うか使わないか定かではないと。ここ非常に市民的には初めて聞いて、大急ぎで図書館どうするというですと市民が望むような図書館ができるのか、そこが不安材料になります。今後このさわた図書館をどうするかという議論の場はどうなるということでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

室岡合併特例債に関する特別委員長。

○合併特例債に関する特別委員長（室岡啓史君） それでは、3次質問に対して答弁いたします。

1点目のところ、合併特例債にこだわらず庁舎をきちんとしたものを建てようという趣旨だと理解しました。本委員会は、合併特例債に関する特別委員会というところで、合併特例債の使い道をどのようにすべきかというところに集中的に審議したものでございます。したがって、令和5年度末、令和6年3月31日までに事業を完了するというところはもう最低限のミッションとして、どういったことができるかというところについて議論をしたものでございます。

2点目、さわた図書館の件です。繰り返しですが、方向性のみ聞いたというところで具体的に、まだ検討段階でしかございません。ただし、説明があったのは、子育て世代の方を中心に、この佐和田地域に子育て世代の方が安心して時間を過ごせる、楽しめるような場所をつくっていきたいという執行部からの説明があったものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 次に、中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） それでは、合併特例債に関する特別委員会の報告書について質疑を行います。通告をしてあるとおりでありますし、また先ほど質疑をされた議員とダブるところもあるかというふうに思いますが、お尋ねをしたいと思います。

この合併特例債の活用については、前市政時代も本当にもめた案件でした。そして、市民の中でも意見が大きく分かれているものであります。そんな中で、冒頭に報告書の中にあるように、合併特例債の用途については庁舎建設も含めどのような事業にすることが佐渡の将来にとって最善であるかというところで調査して報告を出しているというところであります。

そこで、まず第1点聞きたいのは、いわゆる現市長が考えているものは、もう新聞にも報道されましたが、いわゆる素案だと思っておりますが、先ほどもありましたが、防災機能の拡充、そして市民向けの窓口機能、情報共有時における議会機能というこの3つ。そして、その中にはあいぽーと佐渡にいる観光振興課を入れるかみたいな話になっているわけですが、特別委員会の結論として、ほぼ同じような中身で一致をしているのかなというふうに思うのですが、その辺はまずどうなのか。

そして、報告の中では防災の視点から上下水道課もやっぱり集約すべきではないかというふうに読み取れるわけですが、そうするとこれ4階建てになりはしないかということです。4階建てということで、前も4階建てだったような気がするのですが、そういうことでいいのかということが1点目です。

2点目、先ほどもありましたが、この佐和田地区から議会を移転した後の子育てスペースや図書館の拡充をどう考えているのかということです。ざっくり言えば、新聞報道等にもありますが、合併特例債の40億円のうち30億円ぐらい使いますよと。そうすると、あと10億円ぐらいはやっぱりこういったところに使っていくという考えなのかどうなのか、お答え願いたいと思います。

3点目、執行部の素案、今回の3階建てというやつの素案、これは前の市政時代に課題になっていた現庁舎の改修、この中に示されているのは3階を防災センターにする。そして、市民の窓口スペースが少ないので、1階を増築する、俗に言う下屋を出す。そしてエレベーターをつけるというものであったかというふうに思います。そして、そのときの予算は、時期が合併特例債使えませんから、ほとんど市の財源で6億7,000万円と示されていたと思うのですが、この扱いどうなのか。この報告書の中では庁舎を建てた

後にやるということになっているのですが、考えようによれば合併特例債を使いながら、この後やりますが、複合的なものとして一緒にやっていくほうが財源的に有利になるのではないかと思うのですが、その辺どうか。

4点目です。もともとの庁舎の考え方は、佐渡市発足以降、行政サービスセンターや支所はゼロにするというのが考え方でした。前の市政時代にそれではやっていけないということで拠点拠点を10か所を残す。その代わり本庁舎は集約しますよと。それに併せてここの佐和田でいえば議場がいなくなった後は図書館を入れるのだ。その代わり各図書館の整備計画というものが全体としてあったと思うのです。そういう意味では図書本館も新市建設計画の中にやっぱり建てなければならないというすごい熱望をされているわけでありますから、この意見があったというような、この庁舎建設に併せて本館の図書館の整備も一定程度していく、あるいは今高齢者から子供までということで生涯学習センター機能も佐渡市にふさわしいものを作っていくなどという、こういう複合建設の意見、さきの6月議会ではそういった陳情も出ておりましたが、そういったのを具体的に指摘していると思うのですが、具体的な内容と審査の中身はどの辺までされたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

室岡合併特例債に関する特別委員長。

○合併特例債に関する特別委員長（室岡啓史君） それでは中川直美議員の質疑に対する答弁をいたします。

4点ございました。1点目、防災の観点から上下水道課も集約すべきというところについてですが、4階建てになるのではないかとのご指摘だったと理解しています。こちらについては、委員会として提言はしましたということでございます。そして、それが3階で収まるかどうかについては審査はしておりません。執行部に委ねられているということでございます。

2点目、佐和田の今の議会が移転した後のスペースや図書館の拡充、改修を考えている、具体的にどうかというところでございますが、その点は先ほどのとおりですが、方向性の一つとして示されたもので、検討しているというレベルでございます。具体的には審査はしておりません。

3点目、現庁舎の改修は6億7,000万円と示されていたが、この扱いはどうなるかというところでございます。こちらについては、もし防災拠点庁舎を建設するというのであれば、例えばエレベーターを集約する、あるいは空調等を効率化する等で執行部としては約半分ぐらいの事業費で改修が可能になるのではないかと。そして、必要最低限のところを目指しているという趣旨の説明がありました。また、改修工事の際に使う仮設庁舎もこの案であれば不要であるということ。そして、合併特例債が使用可能であるというような説明もございました。

最後4点目、図書館整備計画に併せて本館の図書館整備や生涯学習センター機能など複合建設化をすべきという意見についての審査の状況でございます。こちらについては、具体的には審査は行っておりません。ただ、合併特例債に関する特別委員会として、合併特例債の使途として市民の皆様のためになるように活用できる、こういうふうにすればすばらしい合併特例債の使途になるのではないかと意見があったということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 室岡議員も変わるのだなということを今痛感しながら質疑をやらせてもらっていますが、そこでまず1つ、防災といったときに防災のイメージが湧かない。今日も大雨の感じであるけれども、佐渡は広いですし、今回の九州地方の災害を見ているとそうだけれども、寸断される、分断されるということで一つはやっぱり支所機能の中での地区地区の防災機能が要る。それと、併せて全体を仕切る中央の総合防災機能が私要と思うのですが、防災で今一番何が大事かという情報通信なのです。大規模災害でいうと、一番は情報をどう把握するか。そういう意味で私はずっと言ってきたのですが、現在佐渡のケーブルテレビの事実上頭脳みたいなものがあるのは真野行政サービスセンターの3階でしょう。海岸の近くでということだと、そういったものも、すぐやれるかどうかは別にしまして、やるのだったら必要なのではないかと思うけれども、その辺はどのような審査をされましたかということが1点です。

2点目、議会を移転した後の子育てスペース、図書館の拡充については何もやっていないという話なので、ぜひ特別委員会を引き続きやっていただいて、そういったところも明らかにしていかなければならないのではないかと思うのだけれども、先ほど言ったその30億円、余り10億円の中でそういったことを考えているのが普通なのですが、その辺どうなのか。ただ、気になるのは、過去に合併特例債を含んだ市の建設解体事業の中で予算を否決されたようなことがあります。このときは2つです。この前も言いましたが、合併特例債という前向きに使う予算を解体に使うべきではないというのが1つ。それと、もう一つは住民の合意のないやり方は間違いだということが私は多くの議員の共通点だったと思うのです。当時の総務常任委員会で合併特例債が延長されて、解体だけ、解体して何か造るといふのならいいのですよ、解体だけに使うような、使っているような同じ合併市はありますかと県に問合せをしたら、一切ありませんというのが当時の回答でありましたが、今回の市政もそう言ったのでしょうか。解体にも合併特例債が可能だというあたりは過去の経緯も含めてどのように捉えているのかお尋ねをしたい。

3点目です。現庁舎の改修も合併特例債が使えるというご判断だったようです。そうだとしたら、そこも含めて一緒にやっていくほうが財政的に有利になるのではないかと。いや、そうではなくて、別計画としてここに書いてあるように、今何らかの本庁舎ができた後に別計画であったほうが有利なのか、その辺をしっかりとらして議会でどう考えるのかという私提言が要るかと思うのですが、その辺はどうですか。

最後4番目、さきの議員も言いましたが、やってみたら「何だ、こんなものか」と。こう言うと、怒られるのを覚悟で言うと、あいぼーと佐渡できてみたらあんなものかみたいなことになりはしないか。それよりもやっぱり物を建てるって、何か箱物は悪だというイメージがありますから、そうではなくて、物を建てる時にやっぱり将来見通してやるということが、確かに人口が減るから何も要らないという話ではないと思う。将来見越してやるということが今重要だからこそ、例えばこれから世界遺産の問題、文化薫る佐渡をつくっていくということを言ったら、もともと新市建設計画にある図書館整備計画として佐和田もやるし、中央の本館も一緒に充実させて、あそこの図書館に行ったら佐渡と書いた文字の本は全てあるみたいなことぐらいはやって、やっぱり前向きにいくべきではないかという意見もあるというふうに聞いているのですが、具体的に突っ込んでいないみたいな話ですが、その辺三度の飯よりも佐渡が好きな室岡議員だとそういう発想はあるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

室岡合併特例債に関する特別委員長。

○合併特例債に関する特別委員長（室岡啓史君） それでは、2次答弁させていただきます。

1点目、情報通信機能、ケーブルテレビが真野の行政サービスセンター3階にあると、そういったものも集約すべきでないかというご意見だったかと思います。そういったところについては、具体的には審査はしておりません。ただし、先ほどと同様の答弁になりますが、防災については防災機能を充実させ、防災拠点としてふさわしい庁舎とすることというところの意味にはこういったあらゆる可能性、こういった機能はどうする、こうするというところも含めてしっかりと議論すべしという意味で意見をつけさせていただいたものでございます。

2点目、こちらの議会移転した後の件ですが、40億7,000万円、合併特例債発行可能という中で約三十数億円、防災庁舎を建てるという中で残り10億円ぐらい残る可能性があるというようなところは質疑をしたところでございます。その中でも解体、解体というふうにするのではなく、優先順位をつけてどういった使い方が最もすばらしいのかというところはしっかりと議論して進めるべしということで意見をつけさせていただきました。

3点目、別計画、ちょっと現庁舎の改修と別で防災庁舎の整備を考えよということだと理解したのですが、むしろ一体のものとして整備することで合併特例債は活用可能というようなことは佐渡市にとっていいことだとは思っております。

最後、あいぼーと佐渡の二の舞のようになるのではないかということだったかと思います。こちらは、先ほど中川議員からご指摘いただいたように、住民との合意形成を図る中でそういったこと、どういった場所を整備していくのがいいかと、合併特例債を活用して市民のためになるようにというところはしっかりと議論すべしというところは意見としてつけさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ちょっと誤解があるようで、今言っている防災機能は別というのではなくて、2ページに書いてある、防災拠点としての本庁建設後、既存庁舎はやるというから、そうではなくてそれを一体にやったほうがいいのかという意味です、私は。合併特例債も使えるという先ほどの答弁ですから、そういう意味です。

最後にまとめとして聞いておきますが、私は例えば庁舎問題について言えば住民の合意のない庁舎建設は私はあり得ないというスタンスでずっと来ています。だから、以前増築、増築と言っていましたけれども、あのときの増築案というのは今の倍みたいなのが裏にぼんと建つわけで、これは増築ではない、住民合意得られていないという私はスタンスなのですが、もともと過去にもめた問題でもあります。発行期限が迫っている中で、今回の特別委員会の報告は様々な案を一定程度示しながら、最後にまとめに書いてあるように住民の合意をしっかりと取ってやるべきだというのがまとめというふうに理解をしたのですが、そういうことでいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

室岡合併特例債に関する特別委員長。

○合併特例債に関する特別委員長（室岡啓史君） それでは、3次答弁いたします。

まず、ちょっと誤解があったというような食い違いで失礼しました。防災拠点としての本庁舎建設後、すぐに必要な改修を考えている旨の説明があったということは多分同じことを考えております、中川議員と。それで、要は同時に進めることは事実上不可能なわけであり、防災庁舎建設後、そちらに移転しながら空いたスペースを改修をかけていくというようなイメージで、それが合併特例債活用可能であれば、それはそのように進めるのが最良ではないかというようなことは委員会として意見が一致しているところでございます。ですので、同じ考えです。

最後でしたが、住民合意の件です。最後の最後のまとめとして書かせていただいたとおりでございます。市民の十分な理解と合意を図りながら進めることを強く求めて本委員会の最終報告とするといったことは、それ以上でもそれ以下でもございません。事実市長は、公約の中で市民の意見を聞きながらということでおっしゃっているという中で8月、9月に市民との意見交換会を開催するというところで、そこはぜひ進めてくださいというようなことは委員会として一致したところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で合併特例債に関する委員長質疑を終結いたします。

お諮りいたします。合併特例債に関する特別委員会は、本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、合併特例債に関する特別委員会は本日をもって廃止することに決定いたしました。

---

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

令和2年第6回（7月）佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 7時43分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 孝

署 名 議 員 広 瀬 大 海

署 名 議 員 稲 辺 茂 樹